

令和5年度 大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金 Q & A

【預かり保育時間関係】

Q1 預かり保育時間とは、どの時間をカウントするのか。

- A1 実際に園児を受け入れ、預かり保育を実施した時間をカウントしてください。
※預かり保育の開設時間と必ずしもイコールではありませんのでご注意ください。
※登園した園児を単に園舎内で遊ばせている場合は、預かり保育にはなりませんので、
預かり保育時間に含まないでください。

**Q2 18時半まで預かりの申込みがあったが、園児の都合により18時で全員が帰宅した。
料金は18時半の分まで支払ってもらっている場合、預かり保育時間は何時までとなるか。**

- A2 預かり保育時間は、園児がいた18時までとなります。

【休業日の考え方】

**Q1 園則で、第2・第4土曜日を休業日と設定している場合、
預かり保育を実施した場合のカウントは、第1・第3土曜日と変わりはあるか。**

- A1 第1・第3土曜日⇒ 保育日の区分「通常保育日」
第2・第4土曜日⇒ 保育日の区分「休業日」

Q2 土曜日に自由登園を行っている場合、保育日の区分は「休業日」か。

- A2 「休業日」は、各園の園則で定められているものと考えます。そのため、自由登園か否か
に関わらず、各園の園則の定めにおける「休業日」の取り扱いにより、保育日の区分は
異なります。

【長期休業期間中に実施する保育について】

**Q1 長期休業(例えば夏休み)期間中に希望者対象の夏期保育を実施している場合、
預かり保育時間数及び担当教員数のカウントの方法はどうなるか。**

- A1 希望者のみを対象とする夏期保育時間は、「預かり保育」の時間数に含まれます。そのため、
希望者対象の夏期保育を実施している場合の預かり保育時間は、「夏季保育時間+預かり
保育時間」となります。(補助対象基準参照)

**Q2 長期休業期間中(夏休みなど)に全員参加の夏期保育を実施し、保育終了後に預かり保育
を実施している場合、預かり保育時間数及び担当教員数のカウントの方法はどうなるか。**

- A2 全員を参加対象とする夏期保育時間は、「預かり保育」の時間数に含まれません。
また、担当教員数は、預かり保育時間中に恒常的に配置されている人数となります。
(補助対象基準参照)

Q3 長期休業日の預かり保育の実施日数について、園則上、8月の後半から2学期が始まる場合、預かり保育日数のカウントはどうなるか。

A3 8月中に通常保育日や休業日の保育区分で預かり保育を実施している場合に限り、実施日数は「長期休業日」の日数でカウントします。(下図参照)

【新型コロナウイルス感染症】

Q1 園内に、新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者が発生したことによる通常保育日の臨時休園中、預かり保育を実施した場合はどうなるか。

A1 保育の区分は、「休業日」を選択してください。

なお、園則に定める教育時間を預かり時間数から除く必要はありません。

※ 事業計画書における「平日が休業日の理由一」の欄には「臨時休園」と記入し、その他の欄には通常どおり記入してください。

【その他】

Q1 補助対象基準に『通常保育日に預かり保育を必ず実施すること』と記載があるが、地震・自然災害等が原因で預かり保育を実施できない場合はどうなるか。

A1 地震・自然災害等は止むを得ない事情にあたるため、通常保育日に預かり保育を実施していない場合でも一定期間その旨を周知した上で休止していれば対象外とします。

【参考】図

(例) 月～金まで預かり保育を実施

【園則】春休み：3月19日～4月7日 / 夏休み：7月19日～8月24日

【春休み期間中に預かり保育を実施した日数】5日(4月のみ) — A

【夏休み期間中に預かり保育を実施した日数】8日(7月)、16日(8月) — B

【8月25日～31日に預かり保育を実施した日数】5日 — C

この場合、4月～10月の長期休業日の預かり保育実施日数は、

A(5日) + B(24日) + C(5日)で、34日となります。

※8月25日～31日の実施日は「長期休業日」に含みますが、補助金の算定は、「通常保育日」になりますので、「通常保育日」の実施日が減ることはありません。

| 4月 | | | | | | | 7月 | | | | | | | 8月 | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|----|----------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|---|
| 通常保育日(●) | | | | 長期休業日(○) | | | 通常保育日(●) | | | | 長期休業日(○) | | | 通常保育日(○) | | | | 長期休業日(○) | | | |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
| | | | | | 1 ○ | 2 ○ | | | | | 1 ● | 2 ● | | | 1 ○ | 2 ○ | 3 ○ | 4 ○ | 5 ○ | 6 ○ | 7 |
| 4 | 5 ○ | 6 ○ | 7 ○ | 8 ● | 9 ● | 10 | 4 | 5 ● | 6 ● | 7 ● | 8 ● | 9 ● | 10 | 11 | 12 ● | 13 ● | 14 ● | 15 ● | 16 ● | 17 | |
| 11 | 12 ● | 13 ● | 14 ● | 15 ● | 16 ● | 17 | 11 | 12 ● | 13 ● | 14 ● | 15 ● | 16 ● | 17 | 18 | 19 ○ | 20 ○ | 21 ○ | 22 ○ | 23 ○ | 24 | |
| 18 | 19 ● | 20 ● | 21 ● | 22 ● | 23 ● | 24 | 18 | 19 ○ | 20 ○ | 21 ○ | 22 ○ | 23 ○ | 24 | 25 | 26 ○ | 27 ○ | 28 ○ | 29 ○ | 30 ○ | 31 | |
| 25 | 26 ● | 27 ● | 28 ● | 29 ● | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 4月 | | | | | | | 7月 | | | | | | | 8月 | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|----|----------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|---|
| 通常保育日(●) | | | | 長期休業日(○) | | | 通常保育日(●) | | | | 長期休業日(○) | | | 通常保育日(○) | | | | 長期休業日(○) | | | |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
| | | | | | 1 ○ | 2 ○ | | | | | 1 ● | 2 ● | | | 1 ○ | 2 ○ | 3 ○ | 4 ○ | 5 ○ | 6 ○ | 7 |
| 4 | 5 ○ | 6 ○ | 7 ○ | 8 ● | 9 ● | 10 | 4 | 5 ● | 6 ● | 7 ● | 8 ● | 9 ● | 10 | 11 | 12 ● | 13 ● | 14 ● | 15 ● | 16 ● | 17 | |
| 11 | 12 ● | 13 ● | 14 ● | 15 ● | 16 ● | 17 | 11 | 12 ● | 13 ● | 14 ● | 15 ● | 16 ● | 17 | 18 | 19 ○ | 20 ○ | 21 ○ | 22 ○ | 23 ○ | 24 | |
| 18 | 19 ● | 20 ● | 21 ● | 22 ● | 23 ● | 24 | 18 | 19 ○ | 20 ○ | 21 ○ | 22 ○ | 23 ○ | 24 | 25 | 26 ○ | 27 ○ | 28 ○ | 29 ○ | 30 ○ | 31 | |
| 25 | 26 ● | 27 ● | 28 ● | 29 ● | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(4月) (7月) (8月)

通常保育日 16日 + 12日 + 5日 = 33日
長期休業日 5日 + 8日 + 16日 + 5日 = 34日